

履修、試験、および進級・卒業の認定に関する細則

(趣旨)

第 1 条 本細則は、東京スクールオブミュージック専門学校渋谷学則(以下「学則」という。)第 11 条(試験、成績評価及び進級)及び第 24 条(修了、卒業の認定)に基づき、東京スクールオブミュージック専門学校渋谷(以下「本校」という。)の履修、試験及び進級・卒業の認定に関し必要な事項を定める。

(履修)

第 2 条 履修とは、各授業科目、特別活動(学校行事等)とも原則として 66.7%以上の出席をし、授業科目に積極的に参加したことをいう。

2. 学生は学則別表 1 教育課程・授業時間数に示す必修授業をすべて履修しなければならない。
3. 学則別表 1 教育課程・授業時間数に選択授業がある場合、同表に記載されている要件単位以上の授業を、自身の目標に応じて選択し、履修しなければならない。選択希望は年度初めのガイダンス時に所定の用紙にて提出する。
4. 授業科目は学則別表 1 教育課程・授業時間数以外にも自由選択授業として行うことがある。自由選択授業の履修については、担任より告知する。なお、自由選択授業は進級、卒業に影響しない。

(欠席、早退、遅刻)

第 3 条 時間を厳守し、遅刻、欠席によって授業の開始や進行に支障をおよぼしてはならない。

2. 学生は、授業または学校が行う諸活動に必ず出席しなければならない。
3. 遅刻は 15 分以内とし 15 分を超えた遅刻は欠席扱いとする。早退は授業終了の 30 分前以降とし、30 分を超えた早退は欠席扱いとする。ただし、実習などで所定の時間以前に実習が完了して、担当教員が退室を認めた者についてはこの限りではない。
4. 遅刻、早退は 3 回で 1 回の欠席とみなす。

(欠席、早退、遅刻の手続き)

第 4 条 やむを得ない理由で欠席または早退、遅刻をする場合は、事前に教務部に連絡をし、所定の手続きをとる。

- (1) 欠席をした場合は、教務部に欠席届を提出する。
- (2) 病気による欠席が 1 週間以上にわたる場合は、欠席届に医師の診断書を添えて教務部に提出する。
- (3) 授業終了以前に教室を退出するものは、教務部に早退届を提出する。提出しないものは、欠席扱いとする。
- (4) 遅刻した場合は、教務部に遅刻届を提出する。交通機関の乱れなどやむを得ない場合は、例外措置をとることもある。その場合は延着証明書等を遅刻届に添えて提出する。

(公欠)

第5条 授業を次の理由で欠席するものは、公認欠席(以下、公欠という)として出席と同等の取り扱いを受けることができる。

- (1) 忌引の場合
- (2) 感染症による出席停止措置を受ける場合
- (3) 実習又は研修に参加する場合
- (4) 会社説明会、就職採用試験などを受ける場合
- (5) 学科が実施する海外実学研修等に参加する場合
- (6) 本学公式行事に学生代表として参加する場合
- (7) 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の施行に伴い、この法律に基づいて公判への参加等の役割を担う場合
- (8) その他学校が正当な理由であると認めた場合

2. 前項(1)の適用は、父または母死亡の場合は7日以内、祖父母、兄弟姉妹死亡の場合は3日以内、3親等死亡の場合は1日の欠席を忌引として取り扱う。ただし遠隔地の場合には上記に移動日数を加算する。

3. 前項(2)の適用は、学校保健安全法に定める、「学校において予防すべき感染症」にかかった時あるいはその恐れがある時とする。

《参考》

学校保健安全法施行規則に定める、「学校において予防すべき感染症」には、次のようなものが含まれる。

(第一種)

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。)

(第二種)

インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳せき、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。)、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

(第三種)

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

4. 前項(3)へ適用される実習、研修については、事前に教務部へ申請し、研修レポートの書式を受け取らなければならない。実習、研修中に学生本人が研修レポートを作成し、そのレポートへ対象となる実習、研修先からの評価、捺印があるものを公欠として認める。また、実習のための事前打ち合わせ及び実習先確保のための事前活動等については、公欠を認めない。

5. 前項(4)の適用は、最終学年およびその前年において採用や選考を伴う説明会、面接試験・筆記試験などの採用試験、内定式や就職に必要な研修会等に参加する場合は、公欠として認める。
6. 前項(5)(6)の適用は、学園グループが主催するもの、または学園グループに所属する組織の活動に限り、教務部長が判断する。
7. 前項(7)の適用は、裁判員候補者として裁判所に行く場合を含む。

(公欠の手続き)

第6条 第5条に規定する欠席をする場合、教務部に公欠願いを提出することで、公欠を申請することができる。

2. 申請の際には医師の診断書等、理由に応じた証明書または説明書を添付しなければならない。
3. 公欠願の提出は、公欠願の対象となる授業の最終授業までに提出しなければならない。
4. 最終授業が公欠に当たる場合は、最終授業の1週間後まで教務部へ提出することができる。

(公欠回数制限)

第7条 公欠の適用は、同一授業について週に2回の授業を実施する場合は4回以内、週に1回の授業を実施する場合は2回以内とする。ただし、教務部長が認めた場合はこの限りではない。

2. 前項の基準を超えて公欠による欠席が発生する場合には、担当教員の指示に従い、課題の提出、補習授業の受講等により、その授業の学習を補わなければならない。

(履修授業の修得認定)

第8条 各授業の履修については、第18条に規定する評価が5段階評価(A, B, C, D, F)でD以上となる科目、または合否判定評価(S, U)でSとなる科目について、履修した授業を修得したものと判定する。

2. 授業修得の判定は、各授業の担当者が行い、認定は学校長が行う。
3. 一部の授業では、作品提出、試験等の結果により、単位を認定し(評価はA)、履修を免除することがある。対象の授業および試験内容は別表にて示す。
4. 学則第12条、学則第13条、および前項による単位認定は、その合計が所定の課程の修了に必要な総単位数の2分の1を超えない範囲で、当該授業科目の履修とみなすことができる。

(試験の種類)

第9条 試験は定期試験、臨時試験、追試験、再試験とする。

(定期試験)

第10条 学期末に定期的に行う試験を定期試験という。

2. 定期試験は、授業を行った全科目について、学期ごとに行う。

(定期試験の受験資格)

第11条 定期試験は出席率が66.7%以上のものが受験することができる。

(定期試験の方法)

第 12 条 試験は筆記試験、口頭試験又は実技試験で行う。ただし授業によっては、レポート又は課題の提出によって試験に代えることがある。

(臨時試験)

第 13 条 授業担当教員が必要と認めたとき、定期試験以外に行う試験を臨時試験という。

(追試験)

第 14 条 定期試験の受験資格がある者で、次の各号の一に該当する理由で試験に欠席した者に対しては、1 回に限り当該年次内に追試験を行うことができる。

- (1) 天災その他突発事故による場合
- (2) 負傷又は疾病による場合
- (3) 公欠の場合
- (4) その他特別の事情があると認められる場合

2. 前項の追試験を受ける場合、病気の場合は医師の診断書その他の場合は証明書又は理由書を添え追試験願を速やかに提出し、許可を得なければならない。

(再試験)

第 15 条 定期試験の評価が不合格の授業については、補習を受けた後、再試験を受験することができる。

2. 再試験の評価は、第 18 条に定める D 評価を超えない。

(必修課題)

第 16 条 定期試験がレポートまたは課題提出の場合、これらを必修課題という。

2. 必修課題の内容、提出期限はその授業内で告知する。

3. 必修課題は提出期限を試験日とし、第 14 条、第 15 条に準じて運用する。

(試験に関する注意事項)

第 17 条 試験については次のことを順守する。

- (1) 試験中は学生証を携帯し、監督者の確認を受ける。
- (2) 試験中の私語、貸し借りは一切禁止とする。
- (3) 試験は、指定された日時以外は受験できない。試験開始後の入場及び退場については、その都度監督者の指示に従うこととする。
- (4) 試験中に不正行為をしたと判断される場合、その場で退室を命じる。また教務会議にて処分を決定する。
- (5) その他必要事項については、その都度指示する。

(成績評価)

第 18 条 授業の成績評価は、臨時及び定期試験の成績、必修課題等により総合的に勘案し、下記表に定める A から F の 5 段階評価とする。また、各授業においては授業の到達目標並びに成績評価方法を設定し、各授業シラバスに明示する。

課題	試験成績	評価	
授業ごとに配分を設定	100～90	A	合格
	89～80	B	
	79～70	C	
	69～60	D	
	59～0	F	不合格

2. 授業科目により点数による成績評価を行わず、合否のみ判定する事がある。これらの授業を「特別単位授業」と呼称し、その場合の履修授業の修得は合格（S）および不合格（U）で示す。特別単位授業は学則別表や各授業シラバスに明示する。

（GPA 制度）

第 19 条 海外への留学や就職時に GPA 制度による成績評価が必要な場合、申出により、学則の成績評価に基づき、下記の基準で評価する。

$$4.0 \times A \text{ の修得単位数} + 3.0 \times B \text{ の修得単位数} + 2.0 \times C \text{ の修得単位数} + 1.0 \times D \text{ の修得単位数}$$

総履修単位数（不合格含む）

授業科目の総合評価	評価グレード
100～90 点	A (4.0)
89～80 点	B (3.0)
79～70 点	C (2.0)
69～60 点	D (1.0)
59～0 点	F (0.0)

2. GPA の評価対象科目は、特別単位授業を除く必修授業および選択授業とし、特別単位授業、自由選択授業等は算入しない。

《参 考》

GPA 制度 (Grade Point Average)

欧米の大学や高校で一般的に使われている成績評価制度で、各科目の成績から特定の方式によって算出される学生の成績評価値のことで、履修登録した科目毎の 5 段階評価を 4.0 から 0 までの点数 (GP=グレード・ポイント) に置き換え、単位数をかけ、その総和を履修登録単位数の合計で割った平均値。

海外の大学・大学院などへの留学並びに外資系企業や海外での就職の際に、海外でも通用する成績評価制度。

（補講）

第 20 条 必修授業および選択授業において、第 7 条に規定する公欠日数を超えた場合および第 11 条に規定する出席率に満たない場合は補講授業を行い、充足する。ただし、正当な理由がなく、出席率が 33.3% 以下の場合は補講受講資格を失うことがある。

2. 補講の内容は該当授業の担当者が決定する。
3. 補講の修了は実施経過及び実施結果を元に該当授業の担当者が認定する。

4. 補講を修了した場合、再試験として定期試験を受けることができる。

(補講の時期)

第 21 条 補講は原則、前期の授業に対する補講は夏季休業、前期終了から後期開始前の期間、後期の授業に対する補講は春季休業中に行う。

(補習)

第 22 条 定期試験の結果により総合評価が不合格となった場合、補習授業を行った上で再試験を実施し、修得の機会を再度与える。

2. 第 7 条による基準を超えて公欠した場合、公欠時の授業内容を補習授業により補った後、定期試験に臨むことができる。

(補習の時期)

第 23 条 前条 1 項による補習は、定期試験終了後に担当教員の指示により行う。

2. 前条 2 項による補習は、公欠後の授業期間内に担当教員の指示により行う。ただし、最終授業日が公欠の場合は、授業期間後に行い、定期試験は追試験として受験する。

(卒業・進級判定基準)

第 24 条 卒業・進級の判定基準は以下のとおりとする。

- (1) 学則別表 1 教育課程・授業時間数に示された必修授業および選択授業によって必要な単位数以上の授業を履修し、修得していること。
- (2) 学費を完納していること。

(卒業・進級の認定)

第 25 条 卒業、進級の認定は卒業・進級判定会議にて審議し、学校長が認定する。

2. 進級は学校が定めた卒業に必要な授業履修を修業年限内に修得可能な場合とする。ただし長期履修制度を希望し認められている場合は、その期間も考慮する。
3. 授業修得の認定がなされなかった者について、補講、再試験を実施し、修得の機会を再度与えることがある。

(成績下位者への警告)

第 26 条 1 年制、2 年制学科は半期ごと、3 年制以上の学科は年ごとに、同学科同学年内に GPA 制度による成績が下位 1/4 以下の者に対し警告を行う。

2. 警告は担任より、成績発表時に成績表とともに提示する。
3. 警告を受けた学生数は学科学年の在籍数とともにホームページ上で公表する。

(細則の改廃)

第 27 条 この細則の改廃は、教務会議の審議を経て、学校長が行う。

附 則

この細則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。